



教育委員会 告示第4号

令和7年度 国際交流協定締結委託業務
企画プロポーザル実施要領等作成及び発注に係る手続き開始の告示

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和7年7月16日

宜野座村教育委員会
教育長 新里 隆 博



1. 業務の概要

（1）業 務 名：国際交流協定締結委託業務

（2）業務場所：日本及びフィリピン

（2）業務概要：本業務は、仕様書等に基づき、宜野座村が令和7年度に実施する「国際交流協定締結」を行うことを目的とし、一定の条件を満たすものを公募により選定し、当該業務に係る企画提案書の提出を求め、企画書の内容が業務の履行に最も適したものを受注者とするプロポーザル方式の選定業務である。

（3）履行期間：契約の日から令和7年12月19日まで

（4）契約限度額：年額 1,650,000円
（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

2. 参加申込の資格条件

- (1) 参加申込に必要とする資格条件は、次の要件を全て満たす法人とする。
- ア. 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - イ. 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立てをした者であっては、更生計画の認可がされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てをした者にあっては、再生計画の認可がされていない者ではないこと。
 - ウ. 宜野座村契約及び補助金等の交付に係る暴力団等の排除措置要綱（平成25年要綱第12号）第5条の規定に該当する者でないこと。
 - エ. 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする法人ではないこと。

3. 選考方法

企画提案書を審査し、契約予定者を決定する

企画提案書の提出期限：令和7年7月29日（火）午前中

4. その他

- (1) 実施要領等の配布

宜野座村のホームページからダウンロードすること

- (2) 問い合わせ先

宜野座村教育委員会 学校教育課

〒904-1302 沖縄県国頭郡宜野座村字宜野座291番地

T E L : 098-968-8522 F A X : 098-968-8726

令和7年度 国際交流協定締結委託業務

企画プロポーザル実施要領

- 受付期間

募集開始の日から令和7年7月29日（火）

（土、日、祝祭日を除く。）

受付時間

午前9時00分～午後5時00分

- 受付先及び問い合わせ先

宜野座村教育委員会 学校教育課

〒904-1302 沖縄県国頭郡宜野座村字宜野座291番地

TEL：098-968-8522

FAX：098-968-8726

Mail：gkyouiku@vill.ginoza.lg.jp

沖縄県宜野座村教育委員会

令和7年度 国際交流協定締結委託業務 企画プロポーザル実施要領

本実施要領は、宜野座村（以下「委託者」という。）が実施する「国際交流協定締結委託業務の契約予定者を選定する企画審査（以下「企画審査」という。）に参加する者（以下「受託者」という。）が提出する企画書の必要記載事項及び作成上の諸注意を示したものである。本企画プロポーザルに参加を希望する者は、本実施要領に従い企画書を作成して提出する。

1. 企画プロポーザルの目的

当企画プロポーザルは、当該業務を最も的確に実施できる者を選定し、契約予定者とすることを目的とする。

2. 当該業務の目的

本村が雇用するALTが派遣されているフィリピン国の都市との国際交流協定を締結することを目的とする。

3. 委託内容

委託内容は、「国際交流協定締結委託業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおりとする。ただし、契約時の委託内容は、企画プロポーザルにおいて契約予定者から提案された企画内容を反映させて、変更する場合がある。

4. 契約期間

契約日から令和7年12月19日までの間とする。

5. 契約限度額

年額1,650,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

6. 応募資格

本企画プロポーザルに参加希望する者は、仕様書にある業務を履行できる者及び類似した業務経験を持つ事を必要とする。

7. 応募方法

本企画プロポーザルに参加を希望する者は、本要領「8. 企画書の作成」により企画書を作成し、募集開始の日から令和7年7月29日（火）までに、下記担当者まで持参すること。

担 当 者 宜野座村教育委員会 学校教育課
電話番号 098-968-8522

8. 提出書類・部数

企画書 1部

9. 企画書の作成

(1) 企画書は、A4判片面印刷20枚以内で作成する。また、資料等でA4判に
しがたい物については、他サイズでも作成可。

(2) 企画書への必要記載事項

企画書の作成にあたり、「仕様書」の内容を十分理解した上で、以下に掲げ
る事項については必ず記載すること。なお、指示のない項目、事項についての
企画、提案を記載することは妨げない。

ア. 会社名及び所在地、代表者名、担当者名、会社の概要

イ. 経費見積

ウ. その他

過去5年間において本業務と類似した業務の受託実績等がある場合、その
実績。

10. 審査の方法等

(1) 審査の実施日時

令和7年7月30日（水）

(2) 審査方法

審査は、企画プロポーザルに参加する者により個別に提出された企画書の内
容を選考会において「(3) 審査基準」について審査し、契約予定者を決定す
る。

(3) 審査基準

委託者の意図に最も適した企画提案を採用する。

- ・実績、経験年数等、適当か
- ・経費見積について妥当か
- ・類似した業務実績があるか

(4) 選考会構成員

宜野座村教育長、学校教育課長、学校教育課長補佐、指導主事、教育長が認
める者

11. その他

(1) 企画審査への参加に際して生じる費用はすべて受託者の負担とし、委託者は
一切の費用負担はしない。

(2) 審査基準により審査し、委託者の目的に沿った最も的確な企画を提案した企
画プロポーザル参加者を契約予定者とし随意契約を行う。

なお、審査の結果によっては、すべての企画を採用しない場合もある。

- (3) 応募書類については返却しない。
- (4) 審査経緯については公表しない。
- (5) 審査結果については、企画プロポーザル参加者宛に別途通知する。
- (6) 問合せ先

宜野座村教育委員会 学校教育課

〒904-1302 沖縄県国頭郡宜野座村字宜野座 2 9 1 番地

T E L : 098-968-8522 F A X : 098-968-8726

Mail: gkyouiku@vill.ginoza.lg.jp

宜野座村「国際交流協定締結委託業務」における仕様書	
国際交流協定締結に向けた候補地選定等に係る事前準備	事前調査（10 都市以上リサーチ）、現地各都市問い合わせ、各担当者と情報交換（1 回）
	セブ島語学学校社員 現地リサーチ、フィリピン自治体現地訪問交通費（1 回）
	現地担当者とオンラインヒアリング（日本の国際交流協定先の要望、過去の交流等）（1 回）
	提案・紹介資料作成用リサーチ・日英比 翻訳
	フィリピン現地担当者・フィリピン自治体首長との事前オンライン打ち合わせ・通訳・資料翻訳（1 回）
	国際交流協定候補地の選定・ご提案・ご紹介資料作成
	国際交流協定候補地への宜野座村紹介英語版資料作成
国際交流協定締結に向けた選定地との顔合わせおよびオンライン調印式に係る業務	国際交流協定締結 オンライン調印式 手配、事前準備
	国際交流協定首長とのオンライン顔合わせおよび調印式 進行・通訳
	国際交流協定締結調印式書類（英日）作成・普通交付税利用関連書類の作成、承認手配
経費	上記に係る諸経費
報告書作成	委託業務に係る報告書の作成